

政令第五十八号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第一号中「一万八千六百円」を「一万四千九百円」に改め、同条第二号中「一万四千百円」を「一万七百円」に改め、同条第三号中「一万九百円」を「九千六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。